

第5章 方法書及び準備書についての意見及び事業者の見解

5.1. 方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び事業者の見解

方法書についての環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見(住民意見)はなかった。

5.2. 方法書についての知事意見及び事業者の見解

方法書についての知事意見及び事業者の見解は、表 5.2.1 に示すとおりである。

表 5.2.1 (1) 知事意見及び事業者の見解（方法書）

知事意見		事業者の見解
1. 全体的事項		
(1)	環境影響評価については、長崎県環境影響評価条例、同施行規則、長崎県環境影響評価技術指針、長崎県環境影響評価技術マニュアル及び関係法令等に基づき、適切に行うこと。	環境影響評価については、長崎県環境影響評価条例、同施行規則、長崎県環境影響評価技術指針、長崎県環境影響評価技術マニュアル及び関係法令等に基づき、適切に実施しました。
(2)	環境影響評価方法書及びその要約書における記述の誤り、不足等については、準備書以降の図書において、訂正、追加して記載すること。	環境影響評価方法書及びその要約書における記述の誤り、不足等については、準備書において、訂正、追加して記載しました。
(3)	事業計画について、専門家、利害関係者及び住民等への十分な説明・協議を行い、関係者の理解と協力が得られるよう十分に配慮すること。	事業計画及び準備書の内容については、住民説明会及び長崎県環境影響評価審査会等において丁寧な説明を行い、関係者の理解と協力が得られるよう努めてまいります。
(4)	焼却施設の施設設計や工事計画など事業計画の詳細を可能な限り明らかにするとともに、必要に応じて環境影響評価項目を追加し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 また、準備書以降の図書において、その検討経緯を記載すること。	焼却施設の施設設計や工事計画など事業計画の詳細を可能な限り明らかにし、「第2章 対象事業の目的及び内容(事業特性)」に記載しました。調査、予測及び評価は、方法書に基づき適切に実施し、「第7章 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の結果」に記載しました。
(5)	準備書以降の図書において、新工場の建設予定位置を対象事業実施区域中に記載すること。	新工場の建設予定区域は、「第2章 対象事業の目的及び内容(事業特性)」に記載しました。
(6)	対象事業実施区域の周辺が住宅街となっており、通学・通園など地域住民が生活に使用する道路である可能性があることから、工事関係車両による交通量の増加割合について予測・評価し、その影響を回避・低減すること。	工事関係車両による交通量の増加割合について予測・評価し、その影響を回避・低減するための検討を行い、「第7章 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の結果」に記載しました。

表 5.2.1(2) 知事意見及び事業者の見解（方法書）

知事意見		事業者の見解
2. 個別事項		
(1) 水質汚濁	工事又は施設の稼働により、対象事業実施区域から戸石川への水の流入が想定される場合は、戸石川の下流域を調査地点に含めることを検討すること。	本事業では、工事中の濁水対策として沈砂池や土側溝を設置し、工事区域外への濁水の流出を防止する計画です。また、施設の稼働により発生する汚水は工場内で再利用し、生活排水などの一部の汚水は公共下水道へ放流する計画です。 このように、本事業では濁水や汚水が戸石川へ流入しないように適切な対策を講じます。
(2) 景観	新工場の稼働後に旧工場をそのまま残しておくことは景観上好ましくないことから、旧工場の取扱いについて十分に検討すること。	旧工場については、新工場稼働後速やかに撤去できるよう方法等を検討します。
(3) 歴史的文化的環境	対象事業実施区域には文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事中に新たに遺構や遺物等が発見された場合には、工事を中断して、長崎市教育委員会または長崎県教育委員会に連絡し、その指示に従うこと。	工事中に新たに遺構や遺物等が発見された場合には、工事を中断して、長崎市教育委員会または長崎県教育委員会に連絡し、その指示に従います。
(4) 温室効果ガス	準備書以降の図書において、再生可能エネルギー施設や焼却エネルギーの有効活用等設置による温室効果ガス排出量削減に関して記載すること。	本事業では、焼却エネルギーの有効活用により発電する計画です。発電による温室効果ガス排出量削減については、「第 7 章 対象事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の結果」に記載しました。

5.3. 準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の概要及び事業者の見解

準備書についての環境の保全の見地からの意見を有する者からの意見(住民意見)はなかった。

5.4. 準備書についての知事意見等及び事業者の見解

準備書についての知事意見等及び事業者の見解は、表 5.4.1 に示すとおりである。

表 5.4.1(1) 知事意見等及び事業者の見解（準備書）

知事意見等		事業者の見解
1. 全体的事項		
(1)	当該事業の環境影響評価の実施にあたっては、長崎県環境影響評価条例、同施行規則、長崎県環境影響評価技術指針、長崎県環境影響評価技術マニュアル及びその他関係法令等に基づき、適切に行うこと。	環境影響評価の実施にあたっては、長崎県環境影響評価条例、同施行規則、長崎県環境影響評価技術指針、長崎県環境影響評価技術マニュアル及びその他関係法令等に基づき、適切に実施いたします。
(2)	環境影響評価準備書及びその要約書における記述の誤り、説明不足等については、評価書において、訂正、追加して記載すること。	ご指摘のあった環境影響評価準備書及びその要約書における記述の誤り、説明不足等については、訂正、追加して記載いたします。
(3)	事業計画について、適切な情報開示を行い、専門家、住民をはじめとする利害関係者及び住民等への十分な説明や協議を行い、関係者の理解と協力が得られるよう努めること。また、生活環境保全上の支障が生じることがないように、関係者の意見を十分に配慮して事業を行うこと。	事業計画について、市のホームページや広報紙等で適切な情報開示を行うとともに、利害関係者及び住民等へ十分な説明や協議を行い、理解と協力が得られるよう努めます。また、生活環境保全上の支障が生じることがないように、十分に配慮して事業を行います。
(4)	事業実施段階において、予測し得ない著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて環境保全措置を講ずるなど、環境影響の回避及び低減に努めること。	事業実施段階において、予測し得ない著しい影響が見られた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、必要に応じて環境保全措置を講ずるなど、環境影響の回避及び低減に努めます。

表 5.4.1(2) 知事意見等及び事業者の見解（準備書）

知事意見等		事業者の見解
2. 個別事項		
(1) 夜間照明への配慮	施設の夜間照明を行う場合には、昆虫が誘引されにくいとされる LED を用いるなど、環境への配慮についても検討すること。	近隣公園施設の夜間利用者の安心・安全を図るために、必要最低限の夜間照明を行うこととしておりますが、昆虫が誘引されにくいとされる LED を用いるなど、環境へ配慮してまいります。
(2) 大気への配慮	汚染物質の拡散のみならず移流の影響について、強風時は汚染物質の低濃度域が形成される可能性があるが、拡散よりも移流が卓越して汚染物質が広く分布する現象が生じることから、汚染物質が最も広範囲に分布するシナリオに関する評価についても検討するとともに、必要に応じて計算条件や予測モデル、評価などについて適切に説明すること。	準備書では、最大着地濃度地点において大気汚染物質濃度が最大となる条件（環境影響が最大となる条件）で予測を行いました。評価書では、参考として、環境影響が最大となる条件（逆転層での風向 SW）に加えて、大気汚染物質が最も拡散しやすい条件（大気安定度が最も不安定な条件）での予測を追加検討しました（資料編参照）。また、計算条件や予測評価における説明を追記しました。

表 5.4.1 (3) 知事意見等及び事業者の見解（準備書）

知事意見等		事業者の見解
2. 個別事項		
(3) 水質への配慮	濁水の予測手法及び結果については、当該対策等の妥当性の判断に資するよう適切に記載すること。 対象事業実施区域の地先には共同漁業権、区画漁業権が設定されていることから、水質汚濁防止にあたっては漁業権者である長崎市たちばな漁協と十分に協議を実施すること。	濁水の予測手法及び結果については、当該対策等の妥当性の判断に資するよう対策事例及びその効果について追記いたします。 対象事業実施区域の地先には共同漁業権、区画漁業権が設定されていることから、工事中の水質汚濁防止にあたっては漁業権者である長崎市たちばな漁協と十分に協議を実施いたします。 なお、施設稼働後は、場内の排水処理施設で処理して再生利用水として循環利用したうえで余剰水は関係法令による基準を遵守し公共下水道へ放流し、公共水域へは一切排出しない計画としています。
(4) 土地の開発への配慮	事業実施区域の一部に森林法第5条で規定される地域森林計画の対象民有林が含まれていることから、地域森林計画対象民有林内で1ヘクタールを超える土地の形質の変更を行う場合は、事前に担当部署へ協議すること。	現時点では実施設計を行っていないため、造成工事による土地の形質の変更を行う範囲の面積等詳細は不明ですが、事業実施に当たり、地域森林計画対象民有林内で1ヘクタールを超える土地の形質の変更を行う提案が建設事業者よりなされた場合は、事前に担当部署と協議を行います。
(5) 廃棄物	当該施設を設置するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第1項第1号に基づく一般廃棄物処理施設の技術上の基準に適合するものであるよう十分に留意すること。	当該施設を設置するにあたっては、関係法令に基づき、施設の構造や焼却施設の設備など、一般廃棄物処理施設の技術上の基準を遵守します。
(6) 地域住民への配慮	環境への影響について、地域住民から、においや粉塵等に関する不安や心配の声、モニタリング調査や疫学調査等に関する意見などが出された場合には、必要に応じて観測や調査を実施することも視野に具体的な対応を検討し、地域住民の懸念を解消するよう努めること。	環境への影響について、当該環境影響評価結果から、大気汚染物質や臭気などは環境基準等を大きく下回るため、当該事業を実施するに当たり健康被害などの環境に与える影響は発生しないと考えております。 ただし、施設稼働後、地域住民から環境影響に関する不安や心配の声、意見などが出された場合には、地域住民の代表者が構成員となる運営協議会において検討するなど真摯な対応に努め、不安や懸念を解消するよう努めます。
(7) 情報公開への配慮	大気汚染物質や臭気などをはじめとするモニタリング調査結果の公表に際し、インターネットを利用するなど幅広い情報公開方法についても検討すること。	大気汚染物質や臭気などをはじめとするモニタリング調査結果は、地域住民の代表者が構成員となる運営協議会を定期的に開催し報告するとともに、維持管理の状況についてインターネットを通じ広く公表を行うなど、情報公開に努めます。